

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会

審査結果報告書（閲覧用）

選定された団体以外の団体名については、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため、伏してあります。

令和2年8月21日

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会

審査結果の報告にあたって

本選定委員会は、令和3年3月31日をもって指定期間を終了する、多摩市営駐輪場5施設の更新にあたり設置され、令和2年7月29日の第1回委員会を皮切りに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、委員会開催数を減らし、全2回の委員会で集中的に審査を行いました。

その結果をとりまとめましたので、ここに報告いたします。

本選定委員会の5名の委員は、「多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会設置要綱」第1条に規定する「多摩市営駐輪場の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行う」という目的を果たすべく、一致協力しながら、公平かつ公正な審査を心がけてきました。

この審査結果が、今後、多摩市にて進められる多摩市営駐輪場指定管理者候補者の決定、協定書の締結等の手続きにおいて、十分に活かされることを期待します。

令和2年8月21日

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会
委員長 石 倉 智 樹

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会審査結果報告書

目 次

1	審議経過について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	審査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

【添付資料】

- 資料 1 多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会設置要綱
- 資料 2 多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- 資料 3 審査手順について
- 資料 4 多摩市営駐輪場指定管理者応募団体における事前審査合格団体について（通知）

1 審議経過について

回数	日 時 ・ 場 所	主な審議内容
第1回	令和2年7月29日(水) 午後1時22分～4時35分 本庁舎3階 特別会議室	①委員長等の互選 ②制度の概要説明 ③選定スケジュールの確認 ④駐輪場に関する説明(事前審査結果の報告) ⑤審査方法等の説明 ⑥審議
第2回	令和2年8月21日(金) 午前9時30分～11時30分 本庁舎3階 特別会議室	①審査結果報告書(案)の確認 ②審査結果報告書の提出

2 審査結果について

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定の審査にあたっては、駐輪場所管部署に設置した選定審査会による事前審査（書類審査）に合格した団体について、選定委員会による審査（応募団体のプレゼンテーション）を実施し、団体に対する順位付けを行ないました。（添付資料3「審査手順について」参照）

審査結果は次のとおりです。

(1) 審査対象団体について

本選定委員会は、多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会設置要綱第2条に規定する事前審査を合格した団体について、多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定審査会設置要綱第1条に定める審査会の事前審査結果報告に基づき決定した添付資料4「多摩市営駐輪場指定管理者応募団体における事前審査合格団体について（通知）」を多摩市長から受け、以下の2団体を審査の対象としました。

団体の名称	代表者氏名	所在地
団体A		
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	代表取締役 下條 治	東京都品川区西五反田4-32-1

(2) 審査結果について

候補者選定の審査は、各団体からの提出書類による書類審査、並びに、第1回選定委員会（令和2年7月29日）において実施した各団体からのプレゼンテーション（15分）及び質疑応答（5分）の方法により、選定基準に基づき定められた「評価表」を用いて実施しました。「評価表」における評点は、各委員が評価項目ごとに1点から5点の5段階で評価し、その結果を集計しました。

評点の集計結果は以下のとおりであり、合計点の高い団体を上位として順位を付しました。

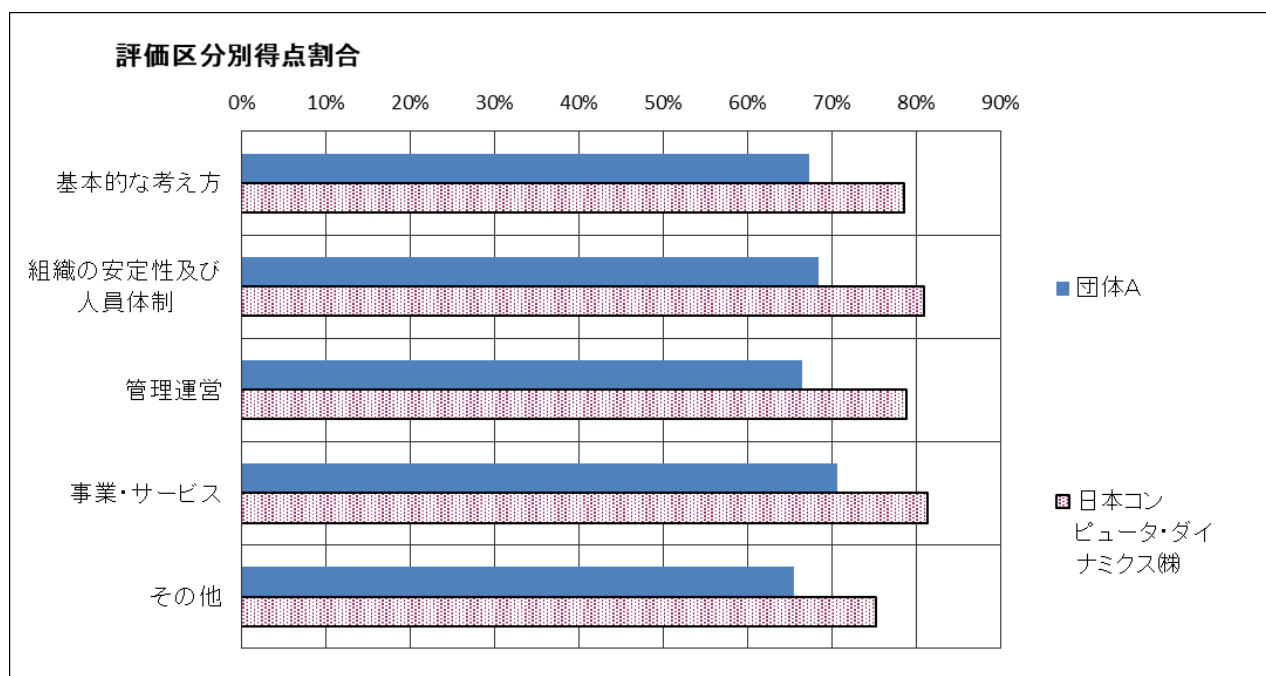
※ 満点：600点×委員5人＝3000点

【評点集計結果】

団体名	団体A	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
評点合計	2007	2331
順位	2	1

【委員別評点集計】

	団体A	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
A委員	4 3 1	4 8 2
B委員	4 1 1	4 5 3
C委員	3 7 1	4 4 2
D委員	3 8 4	4 9 3
E委員	4 1 0	4 6 1
合計	2 0 0 7	2 3 3 1
順位	2	1



(3) 選定委員会の意見

第1順位となった団体にあつては、駐輪場内の掲示物やセンサーライトの設置など事故防止に工夫がみられ、新型コロナウイルス感染症対策についても具体的に考えられている。また、24時間365日体制のサポートセンターを持ち、警備会社やサテライトと連携し30分以内の緊急出動をするといった施設の安全・安定的な管理運営に注力している姿勢が高く評価できる。

更には、当該団体の提案する電動補助付きやチャイルドシート付きなどの大型自転車が平置き出来る「思いやりゾーン」は今後ニーズが増えていくと思われる。

そのほか、全国で1,851カ所の駐輪場、約51.3万台を管理しており、多くの経験・ノウハウを有していることから、利用者目線での新たなサービスも取り入れ、安心安全でより利用しやすい駐輪場管理運営が期待できる。

選定委員会 評価表

評価項目		No.	評価基準	配点	団体A	日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	
基本的な考え方	基本方針が施設の設置目的や業務内容に合致し、意欲があること	1	施設の設置目的や業務内容を的確に理解し、公の施設を運営するに相応しい基本方針となっているか	150	101	118	
		2	公の施設の管理運営に対し積極的に取り組む姿勢が見られるか				
	3	社会貢献活動を行った実績はあるか、また、積極的に取り組む姿勢があるか					
	4	市内事業者との連携や活用について積極的な提案があるか					
組織の安定性及び人員体制	経営基盤が安定していて、良好な経営状況であること	5	団体の財務状況は良好か、不測の事態や資金需要の集中への余裕はあるか	150	105	111	
		6	多額の借入金や投機的支出はないか				
	施設の管理運営及びサービスを提供する体制が整っていること	7	業務遂行に必要な人員体制、研修体制は整っているか	300	201	231	
		8	現実的で無理のない勤務ローテーションが組まれているか、休日や繁忙期の際に臨機応変に人員配置をできる体制か				
		9	指定した資格や経験を持った人材が確保され、適材適所に配置されているか				
		10	全職員が意欲的に業務に取り組めるための工夫等が示されているか				
	安定した管理運営を担保する実績があること	11	同種施設の管理運営業務の実績があるか	150	105	144	
		12	官公署との契約実績があるか				
管理運営	施設管理の安全・安定性	13	施設の安全・安定的な管理運営のため、日常の施設整備の維持管理方法が明確か	150	93	129	
		14	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理が行えるか				
	個人情報の保護及び情報公開	15	個人情報の保護に対する認識は適切か、また、個人情報の保護のための体制や研修などが確保されているか	150	104	112	
		16	万一個人情報が流出した場合の対応が検討されているか				
	危機管理	17	業務記録簿、経理帳簿等を整備し、情報公開や監査請求に対し適切に対処できるか	150	102	114	
		18	事故防止のためのマニュアル等の整備及び研修や訓練が確保されているか				
サービス	利用者満足度の向上	19	緊急時の行動計画や手順、連絡体制等が適切に整備されているか	300	212	244	
		20	利用者の意見、要望等を集め、運営に反映させる工夫がなされているか				
		21	利用者の増加、稼働率の向上及びサービスの質の向上が図られる提案となっているか				
その他	その他	22	障がい者や高齢者等の利用について配慮されているか	300	192	210	
		23	地域の人材や、障がい者・高齢者の雇用機会が確保されているか				
	適切な経費の算定	24	省エネルギー対策やごみ減量など、環境に配慮しているか	450	282	318	
		25	現実的な経費の積算をしているか				
		26	質の低下を伴わない経費削減の具体的な提案があるか				
	施設の特性に応じた項目	施設の特性に応じた項目	27	収入増加の具体的な提案はあるか	750	510	600
			28	他の施設（5駐輪場間やベルブ永山）と連携しているか			
			29	利用者とのトラブルの防止、対処方針は適切か			
30			24時間利用可能な施設もあるが、現金収入の流れと保管・チェック方法は適切か				
31			駐輪場利用及び自転車運転のマナーアップについての取り組みはあるか				
32			自転車利用の促進に向けた活動はしているか（キャンペーンの参加等）				
合計				3000	2007	2331	
順位					2	1	

添付資料

- 資料1 多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会設置要綱
- 資料2 多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- 資料3 審査手順について
- 資料4 多摩市営駐輪場指定管理者応募団体における事前審査合格団体について（通知）

多摩市告示第 235 号

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和 2 年 5 月 1 日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市長所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年多摩市規則第 61 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、多摩市営駐輪場の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、多摩市営駐輪場の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）のうち、別に定める多摩市営駐輪場指定管理者選定審査会の事前審査を経て規則第 8 条第 1 項の予定候補者として選定された団体について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審議し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告するものとする。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）5 人以内で構成する。

- (1) 多摩市営駐輪場の管理運営に関し専門的知識を有する者 3 人以内
- (2) 公募による市民 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第 7 条 委員は、本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族が応募団体の代表者又は役員である場合は、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、応募団体と個別に接触をしてはならない。

(関係者の出席)

第 9 条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開及び会議録の作成)

第10条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 会議録は、委員会が審議の結果を市長に報告した後、公開する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当する場合は、その該当する部分に限り、非公開とすることができる。

4 委員長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、会議の開催に代えて、書面等をもって委員に対して個別に意思を確認することにより審議をすることができる。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会委員名簿

任期: 令和2年6月29日～令和3年3月31日

※区分内50音順、敬称略

区分	氏名		備考
多摩市営駐輪場の管理に関する専門的知識を運用する者	委員長	イシクラ トモキ 石倉 智樹	大学准教授
		ナイトウ ジュン 内藤 純	税理士
	副委員長	マスダ ミチコ 増田 径子	弁護士
市民委員		カクタ マサカツ 角田 正勝	市民委員
		シマダ カオル 嶋田 香	市民委員

審査手順について

(1) 審査

選定委員会では、事前審査合格団体について、団体の応募書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、募集要項の選定基準に基づき定められた評価表を用いて5段階で評点及び審査を行い、順位付けを行なっていただきます。

(2) プレゼンテーションの実施

応募書類の受付順にプレゼンテーションを実施します。1団体あたりのプレゼンテーション等の時間は以下のとおりです。

① 準備 5分 ② プレゼンテーション 15分 ③ 質疑応答 5分 ④ 評点 15分

※ プレゼンテーションでは、団体は、市に提出した応募書類のみを使用し、原則、資料の追加持込はできません。また、プロジェクター等の使用は可能ですが、機材は団体で準備することとします。

(3) 選定の基準

候補者の選定基準については、手続条例第4条において下記のように規定しています。この選定基準に基づき、評価表を作成しています。団体に対しては、プレゼンテーションは、評価表の事項を中心に行うよう指導しますので、評価表の各項目の視点から評点してください。また、応募書類については、「事業計画書」「要員配置計画書」「収支計画書」を中心に評点して下さい。

(候補者の選定)
第4条 市長等は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。
(1) 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
(2) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
(3) 公の施設の管理に係る経費について、市が管理する場合に要するものと同程度以下で管理することができること。
(4) その他市長等が必要と認める事項

(5) 審査・採点

5段階で評点を行い、団体毎に評価表に記載していただきます。

各評価項目は、その重要度に応じて1～6の重み付けをしています。なお、委員一人あたり600点満点となります。

評点は、以下の配点を参考をお願いします。

(特に優れている) (優れている) (普通) (やや劣っている) (劣っている)
5点 ⇔ 4点 ⇔ 3点 ⇔ 2点 ⇔ 1点

(6) 意見等

評点にあたり、団体が提案した事業内容等について、特に優れていると思われる点、又は、改善が必要と思われる点など、特筆すべき事項がある場合は、意見欄に意見を記載してください。

(7) 順位付け及び審議結果の取りまとめ

選定委員会は、第2回選定委員会において、順位を付した結果及び各団体に対する意見等を報告書としてまとめます。

報告書は、第2回選定委員会で市長に提出する予定です。



資料4

2多都交第102号
令和2年7月20日

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会 御中

多摩市長 阿部 裕行

多摩市営駐輪場指定管理者応募団体における事前審査合格団体について（通知）

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定審査会設置要綱（令和2年多摩市告示第236号）に基づき設置された多摩市営駐輪場施設指定管理者候補者選定審査会にて実施した事前審査の結果に基づき、下記の団体を事前審査合格団体として決定したため通知いたします。

記

施設名：多摩市営駐輪場

団体の名称	代表者氏名	所在地
団体A		
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	代表取締役 下條 治	東京都品川区西五反田4-32-1